

○中能登町事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱

平成20年8月21日告示第56号

改正 平成27年10月1日告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中能登町が発注する建設工事等における入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定により、事後審査型制限付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、概ね3,000万円以上の工事の中で、施工条件、技術的難易度等を考慮して選定する。この場合においては、中能登町工事請負業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審議を経て選定するものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 町長は、中能登町請負業者有資格者名簿に登録されているもののうち、対象工事の内容に応じて、次に掲げる事項のうちから必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)として定めるものとする。

- (1) 本・支店又は営業所の所在に係る事項
- (2) 対象工事種別に係る経営事項審査の総合評定値
- (3) 対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高
- (4) 技術者の状況
- (5) 施工実績に係る事項
- (6) 施工計画に係る事項
- (7) 地域貢献度
- (8) その他町長が必要と認める事項

2 告示日から入札実施日現在において、令第167条の4の規定に該当する者及び、本町又は石川県において指名停止措置を受けている者は、対象工事の入札に参加できない。

(公告)

第4条 町長は、令第167条の6及び中能登町財務規則(平成17年中能登町規則第28号)第122条の規定により、入札参加資格、入札の日時及び場所その他入札について必要な事項を公告するものとする。

2 当該工事の入札に関する公告は、中能登町公告式条例(平成17年中能登町条例第3号)に規定する掲示場において掲示するほか、中能登町ホームページ等において公表するものとする。

(入札参加資格申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書(様式第1号)を公告に記載の提出期限までに町長に提出しなければならない。

(開札)

第6条 入札執行者は、開札後、落札決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内で(最低制限価格未満の入札者を除く。)入札価格の低い者から順位を決定し、第8条第1項の規定により落札者が決定するまで、入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第7条 入札執行者は、開札後に落札者を決定するための入札参加資格審査を行うため、速やかに落札候補者に公告に示す事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)及び入札参加資格審査に必要な書類(以下「審査書類」という。)の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、前項の規定により審査書類の提出を求められたときは、提出を求められた日から起算して2日(土、日、休日を除く。)以内に審査書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に審査書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

4 落札候補者は、提出した審査書類を撤回することができない。

(入札参加資格の審査)

第8条 前条第2項の規定により落札候補者より審査書類の提出があったときは、公告に示す入札参加資格に基づき、当該落札候補者が当該資格を満たしているかどうか審査を行い、その結果、当該資格を満たしていると認められる場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 町長は、前条第2項に規定する審査書類の提出があったときは、速やかに当該審査書類の審査を行わなければならない。

3 入札参加資格の審査結果は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格審査結果調書(様式第3号)により作成するものとする。

(落札決定の通知等)

第9条 前条第1項の規定により落札決定したときは、当該落札者にその旨を速やかに通知するものとする。

2 前条第1項の審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(不適合者に対する理由説明)

第10条 前条第1項の規定により、入札参加資格がないと決定を受けた者は、町長に対し、前条第2項の規定による通知のあった日から5日以内に書面により決定理由の説明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答する。

(罰則)

第11条 落札候補者から提出された入札参加資格確認資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められるときは、指名停止等の措置を講じるものとする。

附 則

この告示は、平成20年8月21日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。